告示

○総務省告示第二百五十六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十二条第五項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百一号（インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［1　略］ ［削る］	［1　同左］ 2　インマルサットM型の無線設備の機器を施設する船舶地球局
	送る電波の型式及び周波数 / 受ける電波の型式及び周波数
	G1B電波、G1C電波又はG1E電波1,626.500MHzから1,646.500MHzまでの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数 / G1B電波、G1C電波又はG1E電波1,530.000MHzから1,545.000MHzまでの周波数帯において総合通信局長が指示する周波数
2　［略］	3　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百五十七号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百二号（常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
一　運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。 ［1　略］ ［削る］ 2　［略］ 二　［略］	一　運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。 ［1　同上］ 2　インマルサットM型の無線設備を備えている船舶地球局 3　［同上］ 二　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○総務省告示第二百五十八号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第二号第1から第6まで、別表第二号の二第1から第8まで、別表第二号の三第1及び第3並びに別表第二号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年八月二十九日

総務大臣　野田　聖子